

IoT時代の電気通信番号に関する研究会報告書（案）への意見 及びこれに対する考え方（案）

- 意見募集期間：令和元年5月16日（木）から同年6月14日（金）まで
- 意見提出件数：13件（内訳：法人等10件／個人3件）

No.	意見提出者（意見提出順、敬称略）
1	個人A
2	株式会社インターネットイニシアティブ
3	株式会社LTE-X
4	阪神ケーブルエンジニアリング株式会社
5	ソフトバンク株式会社
6	楽天モバイル株式会社
7	日本無線株式会社
8	株式会社NTTドコモ
9	一般社団法人全国警備業協会
10	KDDI株式会社
11	UQコミュニケーションズ株式会社
12	個人B
13	個人C

総論

意見の概要	考え方	意見を述べた 案の修正の有無
意見1-1 本報告書(案)の考え方に賛成。	考え方1-1	
<p>「IoT時代の電気通信番号に関する研究会 報告書(案)」について賛同するとともに、「020番号の14桁化導入」等に向けて、利用者利便の確保を図りながら引き続き取り組んでまいります。番号容量の大幅な増加が期待できますので、貴省においては、今後ともIOTサービス等市場環境の変化に注視していただき、適切な電気通信番号の運用をお願いしたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本報告書(案)に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>電気通信番号の逼迫が予測される際に、桁増し等の対処を行うことは必要と考えます。そのため、本報告案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>		

第1章 IoT時代の電気通信番号の使用の現状等 関係

意見の概要	考え方	意見を述べた案の修正の有無
<p>意見2-1 「通信モジュールを搭載したデジタルフォトフレーム」を例示することはいささか不適ではないか。また、MVNOが提供する「自由度の高いサービス」の例として挙げられているものは、MNO自身はIMSIのみを提供してSIM自体はMVNOが発行することで実現可能である。</p>	<p>考え方2-1</p>	
<p>“1.1.1 020番号の使用の現状について” に“通信モジュールを搭載したデジタルフォトフレームにスマートフォンからデータを送信するもの”とありますが、一時期は3大MNOから発売されていたものの、現在はNTTドコモからのみの販売となっており、サービス内容からすれば問題はない物の、例として挙げるのはいささか不適である感が否めません。</p> <p>“1.1.2 IMSIの使用の現状について” ではMNC (PLMN) の需要の増大について、MVNOが俗にいう所のフルMVNO化によってSIMの独自発行が可能になり、“MNOから卸電気通信役務の提供を受けることでは実現できないより自由度の高いサービスの提供が可能”とありますが、諸外国の例のみならず、旧イー・アクセスがソフトバンクに行ったように、MNO自身はIMSIのみを提供してSIM自体はMVNOが発行をするという契約形態で行えば、“自由度の高いサービス”の例として挙げられているほとんどが実現可能となっております。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>デジタルフォトフレームについては、020番号の導入検討時に、様々なサービス(M2Mサービス)が提供されていることの一例として示したものです。</p> <p>また、1. 1. 2 (P6)については、電気通信事業者へのヒアリング結果等を元に、MVNOが独自にコアネットワーク設備を持つ意義について記載しているものです。なお、IMSIを管理するコアネットワーク設備の対応も必要となるため、SIM側の対応だけでP6に列記する全ての事項に対応することは困難です。</p>	<p>無</p>

第3章 020番号の番号容量の確保に関する事項について 関係

意見の概要	考え方	意見を述べた 案の修正の有無
<p>意見3-1 本報告書(案)の考え方に賛成。</p>	<p>考え方3-1</p>	
<p>“3.2 桁増し後の桁数について”と“3.3 桁増しの対象番号帯について”と“3.4 桁増しの実施時期について”について、020番号の枯渇を解決する手段として、報告書案に示される時期と手法で020番号の桁増しを行うことは有効であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p> <p>携帯電話通信を使用したIoT機器の増加に伴い、今後も020番号の需要増加が想定されます。将来的な020番号容量の確保に関する対応手法・時期を検討いただいた報告書案について、「遅くとも2021年末には020-0番号を14桁化することが適当」という整理に加え、それ以前であっても020番号14桁化に対応可能となったサービスから順次使用する等の当社提案を反映いただいたため、賛同します。</p> <p>電気通信番号使用計画に必要な事項を記載した上で、14桁化への対応を着実に進めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p> <p>020番号の14桁化の手法や実施時期等について楽天モバイル株式会社は賛同いたします。</p> <p>現在、弊社は020番号の指定を受けてはおりませんが、今後MVNO事業者や法人顧客との協議を通じて、必要に応じて番号申請を予定しております。なお、14桁化についても取り組んでまいり所存です。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p> <p>当報告書案にて示された、令和3年(2021年)末までに020-0番号を14桁化(番号リソースにして100億番号分)するとの方向性については、5GにおけるeMTC(同時多数の端末による接続)の到来を見据えた対応であり、IoTビジネスの継続的な成長を支える施策と考えますので、賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>本報告書(案)に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-2 本報告書(案)の考え方に賛成。020-4番号についてもM2Mへの用途転換を検討すべき。</p>	<p>考え方3-2</p>	
<p>020-0番号帯を14桁化することに賛成致します。</p> <p>IoT機器のさらなる増加により番号帯の不足は喫緊の課題です。</p> <p>また、020-4番号の無線呼出しもサービスが終了することが決まっていますので、この番号帯のM2Mへの用途転換も今後検討をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>本報告書(案)に賛成の御意見として承ります。</p> <p>また、020-4番号を使用して提供されるサービスの終了予定は承知しておりません※。</p> <p>※無線呼出しサービスを現在唯一提供している東京テレメッセージ株式会社が終了を案内しているサービスは、固定電話番号(0AB～J番号)を使用して提供される無線呼出しサービスです。</p>	<p>無</p>

<p>意見3-3 070/080/090番号の経過措置の扱いについて賛成。既に使用中の070/080/090番号については、番号使用計画に記載するなどして、020番号への移行に取り組む。</p>	<p>考え方3-3</p>	
<p>“3.7 070/080/090 番号の経過措置の扱いについて”について、お客様が既に使用中の070/080/090番号を020番号へ短期間で移行することは、お客様への負担が高い場合があることをご配慮頂けましたことありがとうございます。当社として、M2M等サービスへの新規付番を終息できるよう引き続き取り組んでまいります。また、お客様が既に使用中の070/080/090番号については、電気通信番号使用計画に記載予定の手法などを以て、020番号への移行に取り組んでまいります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本報告書(案)に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-4 (報告書案に)留意事項として記載されているが、14桁化に当たっては、電気通信事業者だけでなく利用者側でも大規模な変更改修が発生するため、対応時期等について十分考慮いただきたい。</p>	<p>考え方3-4</p>	
<p>利用者側では、各端末を管理するため、端末に付与される電話番号を利用して、システム全体の管理・運用・提供をしています。</p> <p>今回の14桁化については、端末側の変更のみならず、システム全体の大規模な変更改修が発生するため、対応時期も長期化することが見込まれます。</p> <p>留意事項として記載いただいておりますが、14桁化については、電気通信事業者だけでなく、利用者でも大規模な対応が必要となることを理解いただき、対応時期等については十分考慮いただきたいものです。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国警備業協会】</p>	<p>14桁化への対応は、電気通信事業者側のみならず、利用者側においてもシステム改修等を行う必要があるところ、現在多様な方法で020番号が使用されている状況に鑑みると、例えば、利用者側の対応が間に合わない等のやむを得ない理由により11桁番号を追加的に使用(付番)する必要がある場合にまで、電気通信事業者に14桁化の対応を求めることは必ずしも適切ではありません。</p> <p>こうした点については、実効性を確保する観点から、国や電気通信事業者において14桁化に関する周知を十分に行うとともに、各電気通信事業者が14桁番号の指定を受けるに当たって作成する電気通信番号使用計画に具体的に記載を求めた上で、その対応の進捗を総務省において確認できるように措置することが適当です。</p>	<p>無</p>
<p>意見3-5 ①020番号の桁増しの必要性、桁増し後の桁数について賛成。②PHSについては14桁化に当たって問題はないと解釈できないか。③既指定番号の桁増しや事業者毎の桁増しの対応も可能ではないか。④14桁化桁増し対象番号帯については、020-0ではなく、020-9等の番号が適当である。⑤データ+SMSサービスについても、契約者を限って対象とすべき。</p>	<p>考え方3-5</p>	
<p>“3.1.3 対応の方向性”では“番号が指定できない期間が生じることでM2Mサービス等の普及・発展が妨げられることがないよう、早期に020番号の桁増しを行い、十分な番号容量を確保することが不可避”とありますが、020の導入時に桁増しをする具体的基準を策定しなかったのはなぜか、と先に立たない後悔をしつつも強く賛同</p>	<p>①本報告書(案)に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

させていただきます。

“3.2.3 対応の方向性”では“桁増し後の桁数については、14桁とすることが適当である”とありますが、賛同させていただきます。そして同時に“PHSサービスについては、令和2年(2020年)7月末に終了する見込みであることから、それ以降であれば14桁に増やしたとしても、PHSの14桁化対応のためのネットワーク改修等は生じない”とありますが、後述のように020番号での音声サービスによる利用を認めないのであればサービス終了前に14桁化を実施したとしても、SMSの相互交換が不可能である現状を考えるとPHSというシステムに相互接続できない(=PHSの改修が必要)という問題は実質的に存在しないと解釈はできませんでしょうか？

“3.3.2 ヒアリングにより明らかになった課題等”では 既指定番号を桁増しすると“現在稼働中のシステムを一時的に停止することが必要”という問題がヒアリングより明らかになったと触れられていますが、これは既に利用されている番号を、携帯電話・PHS11桁化の時のように一律で桁増しをした場合の問題という認識でよろしいでしょうか？後述のように14桁番号は事業者ごとにまちまちな導入時期となるようであり、そしてCDEコードで事業者ルーティングをした後に加入者を特定しているということを考えると、既指定番号のうち使用されていない番号に限って住居表示・地番に枝番をつけるように14桁化を事業者の裁量で随時行っていくことも可能かと思われま

す。
“3.3.3 対応の方向性”では020-0を14桁化の対象にするとしていますが、これについては反対させていただきます。070の携帯電話への開放・090-0を指定の対象外、020-1～020-3、020-5～020-9のM2Mへの指定、020-0を指定の対象外とした経緯、つまりはフリーコールサービスの0800と錯誤させやすいということを考えますと、020-0を安易に14桁化の対象としようとするのは不適切であると言わざるを得ません。FMC向けが060-0へと指定替えになったのは、需要がまったくなく、既存事業者が撤退したにもかかわらず敢えてこの時期に新規参入する事業者が存在し、その事業者を黙らせるために有名無実な存在として指定替えを行ったものと認識しております。一方M2Mの14桁化というのは今後の50年を見据えた事業であり、FMCの指定替えとは異なった意味を持つものとなっています。仮に14桁化を020-0で行うとするとフリーコールと錯誤しかねない電話番号が、一般消費者が目にする機会は限りなく少ないとはいえ、M2M産業の発達に伴って無限に増え続けかねないということとなります。従いまして、020-9などの既指定・未割当番号を桁増しの対象とすることが妥当であると考えます。

“3.4.3 対応の方向性”では事業者・サービスによってまちまちな桁増し時期となることを容認しておりますが、これについて賛同させていただきます。

“3.5.3 対応の方向性”では2021年以降の対応案が示されていますが、対応案と厳格化の否定について賛同させていただきます。

“3.6.3 対応の方向性”では一切の音声サービスを020での利用対象外にすることが触れられていますが、MVNOによるデータ+SMSサービスについても、契約者を限って対象とすることが妥当であると考えられます。契約者が個人ユーザの場合、人対人でSMSを送り合うことが当然想定されることとなりますが、他方法人ユーザの場合M2M利用のためにMVNOが提供する回線を契約する場合もあり、この場合においてはSMSは事実上必須であると考えられるためです。

【個人C】

②PHSサービスについては標準仕様として13桁までの対応であるため、020番号の桁増し後の桁数の検討に当たって必要な事項としてサービス終了時期に係る記載をしたものです。

③既指定番号を桁増しするためには、端末やSIMの交換が必要となることが想定され、対応は極めて困難です。なお、020番号でのSMSの相互接続も存在するため、個々の事業者ごとに対応を求めることも困難です。

④桁増しの対象番号帯について、「020番号のうち、未使用の番号(020-9等)」を対象とすることは、指定可能な11桁の020番号を減少させることになり、桁増しに対応するまでの間の番号需要を満たせなくなるおそれがあることから適当ではないと考えます。他方、「020番号のうち、未割当の番号(020-0番号)」を対象とすることは、現時点で割当対象番号としていないことや、020番号がM2M等サービス用の番号として認知されつつあること(020番号が人から認知される番号でないことにも鑑みると、0A0-0番号を使用した場合であっても、0AB0番号との誤認は生じにくいこと)に鑑みると、適当であると考えます。

⑤020番号はSMSサービスについても、人と人との間で送受信する場合を除いて対象としていません。

その他の御意見については参考とさせていただきます。

第4章 020番号以外の電気通信番号(IMSI等)の取り扱いに関する事項 関係

意見の概要	考え方	意見を述べた 案の権限の有無
<p>意見4-1 本報告書(案)の考え方に賛成。</p>	<p>考え方4-1</p>	
<p>なお、IMSIのMCC=441のMNC3桁化の実施には、MNCを2桁で利用しているPLMN-IDの基地局報知情報の発射停止や、IMSIを書き込んだSIMの回収等が必要となります。当社もこの対応を進めてまいります。 【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>本報告書(案)に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>本報告書(案)のとりまとめについて、弊社として賛同いたします。 弊社は、2015年にIMSIの指定を受け、2016年から高度化方式(4G技術)による地域BWA事業を開始するとともに、全国の各地域で地域BWA事業を展開する事業者向けに、コア設備をクラウド提供しております。(2019年4月現在で53の地域BWA事業者へ提供中) 今後は、弊社を取り巻く環境においても、IoTサービスの急速な拡大や5G等への展開で、IMSIの消費が急速に進むことが予想されますが、既存のコア設備のクラウド提供分野を拡大発展していくことで、新たなIMSIの消費を抑えることができ、IMSIの枯渇問題に微力ながら貢献できるものと考えております。 【阪神ケーブルエンジニアリング株式会社】</p>		
<p>本報告書のIMSIの指定可能事業者数の確保に関する事項に関して、IMSIの特性を利用したサービスの多様化に伴う指定希望事業者の増加を想定し、新規指定を持続的に可能とする方策が示されたことに賛同致しません。 【株式会社LTE-X】</p>		
<p>意見4-2 MCC=441のMNCのうち一部分を除く領域を3桁化することは必要不可欠であり、本報告書(案)の考え方に賛成。なお、MCC=441における3桁MNCの運用に当たっては、関連する事業者やベンダは細心の注意を払い慎重に進めるべき。</p>	<p>考え方4-2</p>	
<p>当社が日本で初めて開始したフルMVNO事業など、今後ネットワーク利用形態の多様化が進む中、IMSIの新規割り当てを希望する事業者は今後大きく伸びていくことが期待されます。そのため、MCC=441のMNCのうち一部分を除く領域を3桁化することは必要不可欠であり、賛同いたします。なお、3桁化においては、当研究会の場では技術的に大きな問題はないとされているものの、3GPP標準上では2桁/3桁の混在は推奨されておらず、実設備での検証は不十分と思われます。問題の有無について関連する事業者および設備ベンダは細心の注意を払い、慎重に進めるべきであると考えます。 【株式会社インターネットイニシアティブ】</p>	<p>本報告書(案)に賛成の御意見として承ります。 なお、MCC=441については、本報告書(案)では一定のルールの下で2桁MNCと3桁MNCを並行運用することとしており、これは3GPP標準における混在とは異なる状況と認識していますが、3桁MNCの運用に当たっては、総務省や関係電気通信事業者等において設備ベンダを含む関係者への取組周知や必要に応じた設備確認等の取組を行っていくことが適当です。</p>	<p>無</p>

<p>意見4-3 IMSIのMNC3桁化の対応については賛成しかねる。また、UQコミュニケーションズにおいては、今回の方針のためにIMSIを廃止せざるを得ず、とばっちりではないか。</p>	<p>考え方4-3</p>	
<p>次に、IMSIのMNC3桁化については、賛成しかねます。理由は、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.今後電気通信事業者が200以上も増えるとは思えないこと 2.KDDIの3G終了に伴い10近く返却が見込めること 3.MCC=441の事業者に明け渡しのための費用負担が発生すること <p>特にUQコミュニケーションズにおいては、今回の方針のために廃止を予定せざるを得ず、完全にとばっちりと言ってよいでしょう。そもそも、440に空きが十分あったところ、なぜ441から指定を行ったのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>地域BWAや5Gの展開、新たなIoT技術・サービスの登場等に伴い、また、MNOやMVNOが提供するサービス以外にもIMSIの特性を利用したサービスは多岐にわたっており、IMSIの指定を希望する事業者が増加することが想定されるため、近い将来指定可能なIMSIが枯渇するおそれがあります。そのため、IoTサービスの展開を後押しする観点や、将来的に指定可能なIMSIの枯渇を避ける観点から、指定可能事業者数の拡大を行うことが必要です。</p> <p>なお、UQコミュニケーションズが指定を受けたIMSI(441-10)については、同社の申請に基づいて指定を行ったものであり、今回の報告書(案)の取りまとめ以前から、当該IMSIの使用状況に鑑みて同社の判断により廃止を行うこととしていたものです。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-4 「新たにIMSIの指定を受けようとする電気通信事業者に対しては、卸電気通信役務の提供を受けることによる既指定IMSIの活用を可能な限り求めていく」という方針に賛同。</p>	<p>考え方4-4</p>	
<p>対応の方向性に記述されている「新たにIMSIの指定を受けようとする電気通信事業者に対しては、卸電気通信役務の提供を受けることによる既指定IMSIの活用を可能な限り求めていく」という方針に賛同いたします。</p> <p>例えば地域BWAにおいては、対象となる市町村は1,700以上あり、それぞれの地域BWA事業者個々にIMSI番号を割り当てることには課題があります。</p> <p>新たにIMSIの指定を受けようとする地域BWA事業者にあつては、既存のIMSI指定事業者から卸電気通信役務としてIMSIの提供を極力受けることにより新規IMSI申請の必要がなくなり、既存IMSIの有効利用および枯渇対策として効果が期待できるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本無線株式会社】</p>	<p>本報告書(案)に賛成の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見4-5 ①指定可能事業者数の確保は、既指定事業者からIMSIを借用すれば済むと考える。②MNC3桁化が短期に実施される場合には、機器の誤動作や動作上の問題が起き、対応コストが甚大となることが予想される。</p>	<p>考え方4-5</p>	
<p>“4.1.2 ヒアリングにより明らかになった課題等” では、“地域BWAや5Gの展開、新たなIoT技術・サービスの登場” がPLMN必要数の増大として挙げられていますが、Localized Service Areaなどを活用したうえで既指定事業</p>	<p>①指定可能事業者数確保の必要性及び指定可能事業者数の確保の方法については、「考え方</p>	<p>無</p>

<p>者からIMSIを借用すれば済む問題であると考えさせていただきます。</p> <p>“4.1.3 対応の方向性”では、“短中期的にはITUから割当済であるMCC内での対応（MNCの3桁化）”と触れられていますが、これには反対させていただきます。事業者ヒアリングの回答でもふれられていますが、3桁化が短期に実施される場合さまざまな機器の誤動作や動作上の問題が起きることが予期され、回答したほとんどの事業者が自社に関係なければやってよし、とただけでなく、対応コストが甚大となることが予想されるためです。従いまして、中長期的にMNCを3桁化するためにMCC: 441を留保しておくのが妥当であり、新規にPLMNの割当を受けようとする事業者が登場した場合、MCC: 440に割り当てただけでなく、“4.4.2 対応の方向性”でも触れているように、既存の事業者のPLMNを借用できない事由を求めるのが妥当であると考えます。</p> <p>“4.4.2 対応の方向性”ではPLMNの割当を受けようとする事業者は“既存のIMSI指定事業者から卸電気通信役務の提供を受けて既指定IMSIを使用することができないことについて、具体的な理由があること”が求められるようになるとありますが、楽天MNがヒアリングで答えた中にある“IMSI変換機能を保有するローミング事業者”の利用は“卸電気通信役務の提供を受け”ることの一形態という認識でよろしいでしょうか？これがそうであるとみなされる場合、既に指定を受けた事業者がIMSIを変換せずに、IMSIの値からルーティングを行い、複数の指定を受けようとしていたHSSへのアクセスを中継するというシナリオも考えうと思います。同様にこれも“卸電気通信役務の提供を受け”ることの一形態という認識でよろしいでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>4-3」のとおりです。</p> <p>②MCC=441のMNC3桁化については、今回報告書(案)に示した対応案により、2桁MNCと3桁MNCの並行運用が可能と考えます。また、当面はMCC=440においてIMSIの指定が可能であること、MCC=441において指定されている番号の廃止に向けた状況の確認を終える必要があることから、MCC=441の3桁MNCの指定については、以上の状況を踏まえ行っていくこととなります。</p> <p>その他のご提案については参考とさせていただきます。</p>	
---	---	--

第5章 その他の事項 関係

意見の概要	考え方	意見を述べた 案の修正の有無
意見5-1 060番号について、早期に割当てを検討すべき。	考え方5-1	
<p>なお、今回は060番号の割り当ては持ち越されましたが、指定状況を見ると空きが少なくなっているため、早期の割り当てを検討願います。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>060番号については、総務省において、070/080/090番号の使用状況を注視しながら、システム改修や利用者周知に要する期間等を踏まえ、指定番号数が070/080/090番号の番号容量のうちの相当数に達すると見込まれる時期以前(2年程度前)に、携帯電話番号用としての開放時期等を検討することが適当です。</p>	無

その他

意見の概要	考え方	意見を述べた 案の修正の有無
<p>意見6-1 本研究会報告書(案)のPDF化について、利用しやすい電子ファイルの形態をとっている点を評価。</p> <p>最後に追記となりますが、意見対象として配布されている“IoT時代の電気通信番号に関する研究会報告書(案)”のPDFファイルですが、目次から各項目へ飛べるようにリンクが張られており、大変すばらしいと感じました。今後ともこのような見やすく、利用しやすいファイルを作成し、ペーパーレスの推進に心がけていただければ、と思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人C】</p>	<p>考え方6-1</p> <p>頂いた御意見については、今後の参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見6-2 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2頁の図表1の縦軸の単位「百万」は、「百万人」のほうがよいと思います。 ・2頁の図表1の枠内の「LTE」と凡例の「LTE、LTE-A」との違いは、何を意味しているのですか？ ・2頁の図表1の枠内の4,353と13,139の合計17,492が17,484と一致しないのは、なぜですか？ ・3頁の図表2のグラフの横軸は他のグラフと同様に西暦で記載したほうがよいと思います。 ・10頁の6行目「(以下「020番号導入時の答申」という。)」は、1頁の初出箇所で記載したほうがよいと思います。 ・13頁の注釈3の「拘わらず」と21頁の注釈9の「関わらず」とは、参考資料の16頁の条文(第20条の2(6)イ))にならって「かかわらず」としたほうがよいと思います。 ・13頁の注釈4の黄色の網掛けは、何を意味しているのですか？ ・21頁の最下行から上に5行目の「追加割当」と参考資料の8頁の「追加割当て」とは、字句を統一したほうがよいと思います。 ・27頁の注釈14の「情通審答申」は、何を指しているのですか？ ・30頁の2行目「情報通信審議会答申」は、10頁で定義した略語で「020番号導入時の答申」としたほうがよいと思います。 ・参考資料の14頁の法令番号「平成9年郵政省令第82号」は、誤記ではないか？ 省令ではなく法律なのだから。 <p style="text-align: right;">【個人B】</p>	<p>考え方6-2</p> <p>ご指摘を踏まえて一部修正致します。</p>	<p>有</p>